

へき地診療所に関する補助制度について

木曾保健福祉事務所

1 根拠規程

へき地保健医療対策等実施要綱（厚生労働省）

- ・ 無医地区・準無医地区、又は無歯科医地区・準無歯科医地区において診療所を整備、運営することにより地域住民の医療を確保することを目的とする。
- ・ 実施主体：市町村、医療法人、その他厚生労働大臣が認めた者
- ・ 設置基準：
 - ア へき地診療所設置予定地を中心に概ね半径4kmの区域内に、
 - a) 他に医療機関がなく、
 - b) その区域内の人口が原則として1,000人以上であり、
 - c) かつ設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するもの
 - イ 無医島
 - ウ これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区に設置する。

2 補助制度

要綱（県）	事業名	補助対象	補助基本額、補助率
医療施設施設等整備費補助金交付要綱	へき地診療所施設整備事業	建物の新築、増築等	工事費等の1/2 (補助単価 155,600 円/㎡)
	へき地診療所設備整備事業	25万円以上の医療機器	購入費の1/2 (上限 12,600 千円)
	へき地患者輸送車整備事業	患者輸送車の購入費	購入費の1/2 (補助単価 2,778 千円/1台)
	へき地保健指導所施設整備事業	へき地保健師指導所及び保健師住宅の工事費又は工事請負費	工事費等の1/3 (下限 1,666 千円)
	へき地保健指導所設備整備事業	保健師用自動車購入費	購入費の1/3 (補助単価 469 千円)
	遠隔医療設備整備費	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	購入費の1/2 (下限 150 千円)
医療施設運営費等補助金交付要綱	へき地診療所運営事業	運営費（人件費、事務費、研究費、医療費、伝送装置経費）	赤字額等の2/3 (民間は1/3)

3 管内の補助金交付状況

(1) へき地診療所施設整備事業

年度	町村	診療所名	事業費	補助額	内容
H29	木祖村	医療法人奥原医院	131,000	12,048	移転新築
H28	木曽町	木曽ひよし診療所	83,580	11,696	移転新築

(2) へき地診療所設備整備事業

年度	町村	診療所名	事業費	補助額	内容
H30 要望	木祖村	医療法人奥原医院	5,043	2,521	自動血球計数測定装置
	木曽町	木曽ひよし診療所	4,752	2,376	自動血球計数測定装置
H29	木祖村	医療法人奥原医院	6,480	3,240	X線撮影装置
	木曽町	木曽ひよし診療所	1,512	756	A1c測定装置
H28	木曽町	木曽ひよし診療所	19,224	8,100	超音波診断装置、X線装置
		木曽みたけ診療所	4,935	2,467	血球計数器、臨床化学分析装置
	王滝村	王滝村国保診療所	7,020	3,510	X線装置、CRシステム
H27	木曽町	木曽ひよし診療所	581	290	自動視力計
	王滝村	王滝村国保診療所	974	487	超音波骨密度計
H26	木曽町	木曽みたけ診療所	2,910	1,455	解析付心電計
H25	木曽町	木曽みたけ診療所	2,005	1,002	デジタル画像診断システム
H24	木曽町	木曽ひよし診療所	939	469	移動式遠心方式臨床科学分析装置

4 管内の診療所（医科のみ）

（1）へき地診療所

診療所名	設置主体
医療法人奥原医院	法人
木曾ひよし診療所	公立
木曾みたけ診療所	公立
王滝村国民健康保険直営王滝診療所	公立

（2）その他診療所

診療所名	設置主体	設置基準への適合			最寄医療機関 (参考 google マップの運転時間)
		4 km	人口	30 分	
下島医院	個人		○		木曾病院まで 5km 14 分
医療法人原内科医院	法人		○		木曾病院まで 2.9km 10 分
田澤医院	個人	○	○	○	原内科医院まで 27.6km 37 分 みたけ診療所まで 19.6km 31 分 高山市高根診療所まで 21km 31 分
大脇医院	個人		○		芦沢医院まで徒歩 3 分 木曾病院まで 7.3km 14 分
芦沢医院	個人		○		大脇医院まで徒歩 3 分 古根医院まで 14.7km 19 分
古根医院	個人		○		池口医院まで 3.4km 6 分
池口医院	個人		○		古根医院まで 3.4km 6 分
医療法人篠崎医院	法人	○	○		池口医院まで 9.7km 17 分 坂下病院まで 10.2km 15 分